

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第71号	
事故等種類	衝突（簡易標識灯）	
発生日時	平成22年4月16日 04時00分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市 水崎港外防波堤灯台から真方位060° 110m付近 (概位 北緯34° 21.1′ 東経129° 16.0′)	
事故等調査の経過	平成22年5月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 ^{ひろ} 廣丸、4.9トン	
船舶番号、船舶所有者等	NS3-88684（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船首貫抜右舷側欠損、シーアンカー金属部曲損 簡易標識灯折損	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、水崎漁港を約5ノットの対地速力で出航中、平成22年4月16日04時00分ごろ、水崎漁港出入口に設置された南側簡易標識灯に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし	
その他の事項	水崎漁港出入口の北側及び南側浮棧橋の先端部には、簡易標識灯がそれぞれ設置されている。両簡易標識灯の灯質は周期が毎4秒1閃光であり、灯色は北側簡易標識灯が赤色、南側簡易標識灯が緑色である。 船長は、夜間、水崎漁港を出入航する際、両簡易標識灯の灯光を確認し、その間を航行していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、夜間、水崎漁港を出航中、船長が、南側簡易標識灯の灯光を確認せずに航行した可能性があると考えられる。 船長は、南側簡易標識灯の方向とは異なる方向を見て、同標識灯の緑色の灯光を探していた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が水崎漁港を出航中、南側簡易標識灯の灯光を確認せずに航行したため、南側簡易標識灯に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	